

官報

号外

昭和三十一年四月十一日

○第二十四回 参議院會議録第三十四号

昭和三十一年四月十一日(水曜日)午前
十時四十五分開議

議事日程 第三十四号

午前十時開議

第一 オランダ国民のある種の私

的請求権に關する問題の解決に

關する日本国政府とオランダ

王国政府との間の議定書の締結

について承認を求めの件(衆議院

議院送付)

(委員長報告)

第二 すべての種類の鉱山の坑内

作業における女子の使用に關す

る契約(第四十五号)の批准につ

いて承認を求めの件(衆議院

送付)

(委員長報告)

第三 有料職業紹介所に關する条

約(第九百四十九号の改正条約)

(第九十六号)の批准について承

認を求めの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第四 関税法等の一部を改正する

法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 物品管理法(内閣提出)

(委員長報告)

第六 中央卸売市場法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、

朗読を省略いたします。

去る六日議長において、左の常任委員

の辞任を許可した。

内閣委員 青柳 秀夫君
同 寺本 廣作君
同 森崎 隆君
同 藤原 道子君
同 長島 銀藏君
同 植竹 春彦君
同 山本 經勝君
同 龜田 得治君
同 久保 等君
同 小笠原三三男君
同 相馬 助治君
同 大倉 精一君
同 佐野 廣君
同 東 隆君
同 龜田 得治君

地方行政委員 大蔵委員
同 社会労働委員
同 通信委員
同 建設委員
同 予算委員
同 決算委員
同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 長島 銀藏君
同 植竹 春彦君
同 小笠原三三男君
同 龜田 得治君
同 久保 等君
同 小笠原三三男君
同 相馬 助治君
同 大倉 精一君
同 佐野 廣君
同 東 隆君
同 龜田 得治君

地方行政委員 長島 銀藏君
同 大蔵委員
同 社会労働委員
同 通信委員
同 建設委員
同 予算委員
同 決算委員
同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 長島 銀藏君
同 植竹 春彦君
同 小笠原三三男君
同 龜田 得治君
同 久保 等君
同 小笠原三三男君
同 相馬 助治君
同 大倉 精一君
同 佐野 廣君
同 東 隆君
同 龜田 得治君

地方行政委員 長島 銀藏君
同 大蔵委員
同 社会労働委員
同 通信委員
同 建設委員
同 予算委員
同 決算委員
同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 長島 銀藏君
同 植竹 春彦君
同 小笠原三三男君
同 龜田 得治君
同 久保 等君
同 小笠原三三男君
同 相馬 助治君
同 大倉 精一君
同 佐野 廣君
同 東 隆君
同 龜田 得治君

地方行政委員 長島 銀藏君
同 大蔵委員
同 社会労働委員
同 通信委員
同 建設委員
同 予算委員
同 決算委員
同 議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員 長島 銀藏君
同 植竹 春彦君
同 小笠原三三男君
同 龜田 得治君
同 久保 等君
同 小笠原三三男君
同 相馬 助治君
同 大倉 精一君
同 佐野 廣君
同 東 隆君
同 龜田 得治君

地方行政委員 長島 銀藏君
同 大蔵委員
同 社会労働委員
同 通信委員
同 建設委員
同 予算委員
同 決算委員
同 議院運営委員

参議院議員田中一君提出火力発電設
備の輸入に關する質問に対する答弁
書
同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
罹災都市借地借家臨時処理法第二十
五条の二の災害及び同条の規定を適
用する地区を定める法律案
積雪寒冷特別地域における道路交通
の確保に關する特別措置法案
官庁營繕法の一部を改正する法律
案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
地方自治法第五十六條第六項の規
定に基き、纖維製品検査所の出張所
の設置に關し承認を求めの件
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。
労働省設置法等の一部を改正する法
律案
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
輸出保険法の一部を改正する法律
案
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。
同日本院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号 會議 新議員の紹介 常任委員の選任 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

同 議院運営委員 大和 与一君 大倉 精一君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

子算委員 龜田 得治君 大倉 精一君 湯山 勇君 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同 議院運営委員 田畑 金光君 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

同 財政法の一部を改正する法律案 大蔵省設置法の一部を改正する法律案 国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 外務委員 鹿島守之助君 小瀧 彬君 久保 等君 森田 義衛君 高良 とみ君 最上 英子君 新谷寅三郎君 山本 経勝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 外務委員 最上 英子君 新谷寅三郎君 山本 経勝君 同 社会労働委員 高良 とみ君 森田 義衛君 鹿島守之助君 同 運輸委員 小瀧 彬君 久保 等君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。 外務委員会 理事 鶴見 祐輔君(鶴見祐輔君の補欠)

文教委員会 理事 吉田 萬次君(吉田萬次君の補欠) 運輸委員会 理事 岡田 信次君(仁田竹一君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。 よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。 よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。 よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。 よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。 よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。 よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

栄典法案 内閣法等の一部を改正する法律案 国家公務員法の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

旧軍港市販換事業進捗状況報告書 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書 去る七日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

建設省河川局長 山本 三郎君 建設大臣官 關盛 吉雄君 房会計課長 關盛 吉雄君 自治庁長官官 石渡猪太郎君 房会計課長 天城 勳君

農林大臣官房 家治 清一君 経理厚生課長 家治 清一君 昨十日内閣総理大臣から議長宛、建設省河川局長山本三郎君、建設大臣官房会計課長關盛吉雄君及び自治庁長官官房会計課長石渡猪太郎君(前掲の議長承認のとおり)を同日付をもって第二十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

去る六日總理府恩給局長三橋則雄君は退官したので政府委員は自然消滅となった。

議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。 この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。 議席第二百四十九番、地方選出議員鳥取県選出、中田吉雄君。 [中田吉雄君起立、拍手]

議長(松野鶴平君) 議長は、本院規則第三十条により、中田吉雄君を建設委員に指名いたします。

議長(松野鶴平君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案 参議院事務局職員定員規程(昭和二十二年七月二十五日議決)の一部を次のように改正する。 第一条第一号中「百四十六人」を「百五十一人」に、同条第五号中「三十八人」を「五十二人」に改める。

附則 この規程は、昭和三十一年七月一日から施行する。

議長(松野鶴平君) 本件につきましまして、議長は、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を立案いたしました。あらかじめ議院運営委員会において異議がない旨の決定がございました。この規程案は、議席に配付いたしました通りでございます。別に御発言もなければ、これより本規程案の採決をいたします。

本規程案全部を問題に供します。本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本規程案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 外務大臣から、去る六日の曾益君の緊急質問に対する答弁のため、発言を求められました。この際、発言を許します。重光外務大臣。

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵君) 前回の本会議におきまして、曾益議員から、原子力研究所の敷地の問題に関連して、米軍側との関係について御質問がございました。今お答えいたします。

原子力研究所の敷地として、どこが適当であるかどうかというものは、あくまで日本政府自身が自主的に決定すべき問題であると考へておるのであります。御承知のように、今回、原子力委員会としては、原子力研究所の敷地を茨城県の東海村とするという方針を答申して参りましたので、関係庁いたしましたして、これに関して政府は、目下慎重検討中でございます。原子力の委員会の敷地について、日本政府自身が決定すべきものであるというところは、今申しした通りでございます。そこで、むしろこの問題について米軍側等の意向に左右せられることはないのをごさいます。その事実も全然ごさいます。なほ、この問題について、米軍側と交渉の段階には、むしろ入っておりませんので、交渉をしたことは少しもございませんことあわせて御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるとの件

日程第二、すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるとの件

日程第三、有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)の批准について承認を求めるとの件(いずれも衆議院送付)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長長の報告を求めます。外務委員会理事嶋見祐輔君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるとの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるとの件
オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるとの件
オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本

国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

〔参照〕

オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書

日本国政府及びオランダ王国政府は、日本国政府が自発的に処理することを希望するオランダ国民のある種の私的請求権、すなわち、オランダ王国外務大臣、デルク、U、ステイケルと日本国総理大臣吉田茂との間に交換された千九百五十一年九月七日付及び八日付の書簡に言及された私的請求権に関する問題を解決することと協定した。

第一条

日本国政府は、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がオランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の意を表明するため、千万合衆国ドルに相当する額のスターリング・ポンドを見舞金としてこれらのオランダ国民のためにオランダ王国政府に自発的に提供する。

第二条

日本国政府は、前条に定める金額を、この議定書の効力発生の日が属する日本国の会計年度に始まる五年年賦によりオランダ王国政府に支払うものとし、各年賦金は、二百万合衆国ドルに相当する額のスターリング・ポンドとする。

第三条

前項にいうスターリング・ポンドの額は、国際通貨基金が同意したスターリング・ポンドの平価で、

それぞれの支払の時に適用されているものによつて算定するものとする。

第四条

この議定書は、日本国及びオランダ王国において憲法上必要とされる

〔参照〕

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるとの件

〔参照〕

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるとの件

〔参照〕

この条約の適用上、「鉱山」とは、地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場をいう。

第二条

女子は、年齢のいかんを問わず、鉱山における坑内の作業に使用してはならない。

昭和三十一年四月三日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

〔参照〕

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求めるとの件

〔参照〕

この条約の適用上、「鉱山」とは、地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場をいう。

第二条

女子は、年齢のいかんを問わず、鉱山における坑内の作業に使用してはならない。

第三条

次の者は、国内法令の定めるところにより、前条の禁止から除外することができる。

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号
オランダ国民のある種の私的請求権に關する問題の解決に關する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の
締結について承認を求めるとの件外二件
四三八

- (a) 管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子
- (b) 保健及び福祉の業務に使用される女子
- (c) 実習の過程において坑内で訓練を受けている女子
- (d) その他筋肉労働の性格を有しない職業のため随時坑内に入る必要がある女子

この条約の正式の批准書は、登録のため国際労働事務局長に送付するものとす。

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准を国際労働事務局長が登録したのみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第六条
国際労働事務局長は、国際労働機関の二加盟国の批准が登録されたときは、この旨を直ちに国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。同事務局長は、また、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。

第七條
1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、その

廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。
2 この条約を批准した加盟国で前項に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年の期間この条約の拘束を受けるとし、その後は、この条約に定める条件に基いて、十年の期間が経過することによりこの条約を廃棄することができる。

第八條
国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が経過することにより、この条約の運用に關する報告を總會に提出し、かつ、この条約の全部又は一部の改正に關する問題を總會の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第九條
1 總會がこの条約の全部又は一部を改める改正条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第七條の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。
(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。
第十條
この条約のフランス語及び英語による本文は、ともに正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約により修正された千九百三十五年の坑内作業(女子)条約の真正な本文である。

同条約の原本は、總會議長F. H. P. クレスウェル及び国際労働事務局長ハロルド・ペトラの署名により千九百三十五年七月十八日に認証された。

同条約は、千九百三十七年五月三十日に最初に効力を生じた。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六條の規定に従い、千九百四十八年八月三十一日にこの条約(修正後の同条約)の原本二通を署名により認証した。

国際労働事務局長
エドワード・フィラーン

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)の批准について承認を求めるとの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和三十一年四月三日
参議院議長 益谷 秀次
衆議院議長 河井彌八郎

有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)の批准について承認を求めるとの件
有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)の批准について承認を求めるとの件

号)の批准について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔参照〕
有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)(第九十六号)

国際労働機関の總會は、理事会によりジュネーブに招集されて、千九百四十九年六月八日にその第三十二回会期として会合し、この会期の議事日程の第十議題の一部である問題、すなわち、總會がその第十七回会期で採択した千九百三十三年の有料職業紹介所条約の改正に關する提案の採択を決定し、この提案が、千九百四十八年の職業安定組織条約の適用を受ける加盟国が無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保すべきことを規定した同条約を補足する国際条約の形式をとるべきであることを決定し、

その組織をすべての種類の労働者が利用することができるものとしなければならないと考へるので、次の条約(引用に際しては、千九百四十九年の有料職業紹介所条約(改正)と称することができる)を千九百四十九年七月一日に採択する。

第一部 一般規定
第一條
1 この条約の適用上、「有料職業紹介所」とは、次のものをいう。
(a) 営利を目的として經營される職業紹介所、すなわち、使用者又は労働者から直接に又は間接に金銭その他の物質的利益を得る目的で、労働者に対しては職業を、また、使用者に対しては労働者をあつせんするため紹介

者として行動する個人又は会社、協会、機関その他の団体。ただし、この定義には、新聞その他の刊行物(もつぱら又は主として使用者と労働者との間をあつせんするため刊行される新聞その他の刊行物を除く)は含まれない。
(b) 営利を目的としないで經營される職業紹介所、すなわち、その行ふ職業紹介について、金銭その他の物質的利益を得ることを目的としないで經營されるが、使用者又は労働者から入会金、定期的掛金その他の料金を徴収する会社、協会、機関その他の団体の職業紹介事業

2 この条約は、海員の職業紹介については適用しない。
第二條
1 この条約を批准する加盟国は、営利を目的として經營される有料職業紹介所の漸進的廃止及び他の職業紹介所の規制を定める第二部の規定を受諾するか、又は有料職業紹介所(営利を目的として經營される職業紹介所を含む)の規制を定める第三部の規定を受諾するかをその批准書中に明示しなければならない。

2 第三部の規定を受諾した加盟国は、その後第二部の規定を受諾することができる。事務局長がその通告を登録した日の後は、同加盟国については、第三部の規定が適用されず、第二部の規定が適用される。
第二部 営利を目的とする職業紹介所の漸進的廃止及び他の職業紹介所の規制

1 この条約の適用上、「有料職業紹介所」とは、次のものをいう。
(a) 営利を目的として經營される職業紹介所、すなわち、使用者又は労働者から直接に又は間接に金銭その他の物質的利益を得る目的で、労働者に対しては職業を、また、使用者に対しては労働者をあつせんするため紹介

第三条

- 1 第一条1(a)に定める営利を目的として経営される有料職業紹介所は、権限のある機関が定める期限までに廃止しなければならない。
- 2 前項の有料職業紹介所は、公共職業安定組織が確立されるまでは廃止しないものとする。
- 3 権限のある機関は、求職者の種類に応じて職業紹介を行つてゐる職業紹介所の廃止については、それぞれ求職者の種類に応じてその期限を定めることができる。

第四条

- 1 営利を目的として経営される有料職業紹介所は、廃止されるまでの間においては、
 - (a) 権限のある機関の監督を受けるものとする。
 - (b) 権限のある機関に提出してその承認を受け、又は権限のある機関が定めた金額表による料金及び経費に相当する額のみを徴収しなければならない。
- 2 前項の監督は、特に、営利を目的として経営される有料職業紹介所の運営に関連するあらゆる弊害を除去するために行わなければならない。
- 3 この目的のため、権限のある機関は、適当な方法により、関係のある使用者団体及び労働者団体に諮問しなければならない。

第五条

1 第三条1の規定に対する例外は、国内法令によつて明確に定められた求職者の種類について、公共職業安定組織では適当な職業紹介業務を行うことができない場合において、権限のある機関が、関係のある使用者団体及び労働者団体に適当な方法で諮問した上、その種類について特別に認めるものとする。

第六条

- 1 第一条1(b)に定める営利を目的として経営される有料職業紹介所は、
 - (a) 権限のある機関の許可証を有しなければならない。
 - (b) 所要の経費を厳密に考慮して、権限のある機関に提出してその承認を受け、又は権限のある機関が定めた金額表の額をこえる料金を徴収してはならない。
 - (c) 国外にわたる労働者の紹介又は募集については、権限のある機関が許可した場合において、現行の法令に定める条件の下においてのみ行ふものとする。

第七條

権限のある機関は、無料職業紹介所がその業務を無料で行つてゐることを確認するための必要な措置を執らなければならない。

第八條

この部の規定又はこれらを実施するための法令の違反については、適当な制裁（必要があるときは、この条約で定める許可の取消を含む）を規定しなければならない。

第九條

国際労働機関憲章第二十二條の規定に基いて提出される年次報告には、第五條の規定に基いて認められる例外に関するすべての必要な情報、特に、例外として認められる職業紹介所の数及び活動範囲、例外が認められる理由並びに権限のある機関が職業紹介所の活動を監督するため執つた措置に関する情報を含まなければならない。

第十條

1 第一条1(a)に定める営利を目的として経営される有料職業紹介所は、

- (a) 権限のある機関の監督を受けるものとする。
- (b) 権限のある機関の裁量で更新される有効期間一年の許可証を有しなければならない。
- (c) 権限のある機関に提出してその承認を受け、又は権限のある機関が定めた金額表による料金及び経費に相当する額のみを徴収しなければならない。
- (d) 国外にわたる労働者の紹介又は募集については、権限のある機関が許可した場合において、現行の法令に定める条件の下においてのみ行ふものとする。

第十一條

第一条1(b)に定める営利を目的として経営される有料職業紹介所は、

- (a) 権限のある機関の許可証を有しなければならない。
- (b) 所要の経費を厳密に考慮して、権限のある機関に提出してその承認を受け、又は権限のある機関が定めた金額表による料金及び経費に相当する額のみを徴収してはならない。
- (c) 国外にわたる労働者の紹介又は募集については、権限のある機関が許可した場合において、現行の法令に定める条件の下においてのみ行ふものとする。

第十二條

権限のある機関は、無料職業紹介所がその業務を無料で行つてゐることを確認するための必要な措置を執らなければならない。

第十三條

この部の規定又はこれらを実施するための法令の違反については、適当な制裁（必要があるときは、この条約で定める許可の取消を含む）を規定しなければならない。

第十四條

国際労働機関憲章第二十二條の規定に基いて提出される年次報告には、権限のある機関が有料職業紹介所（特に、営利を目的として経営される職業紹介所を含む）の活動を監督するため執つた措置に関するすべての必要な情報を含めなければならない。

第十五條

1 加盟国の領域内の広大な地域に於いて、権限のある機関が、人口のき薄性又は発達程度の程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に、又は特定の

第十六條

企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。

第十七條

2 加盟国は、国際労働機関憲章第二十二條の規定に基いて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、この条約の規定を適用しようとする地域を指定し、かつ、同規定を適用しようとする理由を示さなければならない。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除くほか、この条約の規定を適用してはならない。

第十八條

3 この条約の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、この条約の規定を適用する権利を放棄する地域を指定しなければならない。

第十九條

この条約の正式の批准書は、登録のため国際労働事務局長に送付するものとする。

第二十條

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准を国際労働事務局長が登録したもののみを拘束する。

第二十一條

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十二條

3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号

オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件(外二件)

四四〇

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国がさらに事情を検討する間決定を留保する地域

2 前項(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 加盟国は、1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつても取り消すことができる。

4 加盟国は、第二十條の規定に従つてこの条約を廃棄することができ、指定期間中いつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、指定する地域に関する現況を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第十九條

1 国際労働機関憲章第三十五條4又は5の規定に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該地域内でのこの条約の規定を変更を加えずに適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならぬ。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならぬ。

2 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の宣言

において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつても放棄することができる。

3 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第二十條の規定に従つてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約の適用についての現況を述べた宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第二十條

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、その廃棄が登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で前項に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年の期間この条約の拘束を受けるとし、その後は、この条約に定める条件に基づいて、十年の期間が経過することによりこの条約を廃棄することができる。

第二十一條

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第二十二條

国際労働事務局長は、前条までの規定に従つて登録されたすべての批准書、宣言書及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第百二條の規定による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第二十三條

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が経過することによりこの条約の運用に関する報告を総会に提出し、かつ、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることのできる権限を有する。

第二十四條

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件とせず、第二十二條の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十五條

この条約の英語及びフランス語による本文は、ともに正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百四十九年七月二日に閉会を宣せられたその第三十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百四十九年八月十八日に署名した三件につきまして、外務委員会における審議の経過の概要と結果を報告いたします。

まず、オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件につき申し上げます。

この議定書は、日本は第二次大戦中、旧蘭印において抑留されたオランダ民間人に対し、見舞金として千五百万に相当するポンドを、五年間に分割して支払うことを内容としたものでありまして、これは、サンフランシスコ平和条約調印の際、わが吉田全権とオランダ全権との間に、第二次大戦中、旧蘭印で抑留されたオランダ民間人のこの苦痛に対し、日本は好意ある自発的措置をとることを確認した書簡が交換された後に、初めてオランダは対日平和条約に署名したといういきさつがあり、この書簡の趣旨に基づいて交渉が続けられ、本年三月十三日、本議定書の署名が行われたのであります。

質疑におきまねばならぬというより、日本が支払わねばならないというより、日本ははかばかでないか。また、この種私的請求権に対し見舞金を支払うことは、国際法上慣例があるのかなどの質問がありましたが、詳細は會議録に譲ることにいたします。

次に、すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約及び有料職業紹介所に関する条約(千九百四十九年の改正条約)の批准について承認を求めるの件につき申し上げます。

前者は、一九三五年に国際労働機関、すなわちILOの第十九回總會で採択された条約でありまして、その目的とするところは、鉱山における坑内作業が女子にとつて風紀上及び健康上好ましくないもので、これを原則として禁止しようとするものであります。後者は、一九四九年のILO第三十二回總會で採択された条約で、その目的とするところは、有料職業紹介所の運営には種々の弊害が伴うので、これを廃止するか、または権限ある機関の監督下に置くこととするものであります。この条約の實質的規定は、その第二條と第三條に當つて、政府は、「わが国現在の雇用慣習の特殊性などを考慮し、まず、比較的ゆるやかな第三條を受諾しておき、将来諸条件の整備を待つて第二條を受諾する通告を行う考えである」との説明でありました。なお、これら両条約の規定の趣旨は、すでに国内法に規定されており、これらの批准によつて、わが国は公正なる国際労働慣行を順守しておる実情を広く世界に知らしめ、わが国の国際信用を高めるということになると考へるのと説明がありました。

委員会の審議においては、鉱山における女子の使用に関する条約につき、質疑において、この条約の趣旨を取り入れておるわが国の労働基準法に対する違反件数とその内容等につき質問があり、また、討論においては、羽生委員より、「わが国においては本条約関係のりつばな国内法がすでに制定されてお

るが、違反件数の多いのは遺憾である。今回本条約を批准するに当って、国際信用上からこの国内法の規定を履行することに、政府当局は十分留意することを切望する旨の意見を述べ、本件に賛成されました。

委員会は四月十日、以上、三件の採決を行いましたところ、三件とも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたします。

三件全部を問題に供します。委員長報告の通り三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって三件は、全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、関税法等の一部を改正する法律案
日程第五、物品管理法案(いづれも内閣提出)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長岡崎眞一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

関税法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十一年三月十二日
内閣総理大臣 鳩山一郎

関税法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律案

〔関税法の一部改正〕

第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「若しくは第百十八条第三項(犯罪貨物)についての関税の徴収」を、「第百十八条第三項(犯罪貨物)についての関税の徴収」とし、「第百十八条第五項(預置物件の公売代金等)についての関税の徴収」に改める。

第十八条第一項中「その船用品」を「乗組員の携帯品、郵便物及び船用品」に、同条第二項中「その機用品」を「乗組員の携帯品、郵便物及び機用品」に改める。

第十九条中「外国貨物を積んでいる船舶」を「外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶」に改める。

第七十四条中「又は第百三十八条第一項(通告処分)の規定により納付されたもの」を、「第百三十八条第一項(通告処分)の規定により納付されたもの又は刑事訴訟法の規定により売却されたもの、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したものに改める。

第八十四条第五項中「収容された貨物」を「収容された貨物のうち」に、「又は財産」を「若しくは財産」に改め、「危険を生ずる虞があるもの」の下に「又は著しく腐敗し、若しくは変質したもので買受人がないもの」を加える。

第八十五条第一項中「所有者のために、これを供託する」を「所有者にこれを交付する」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 前項の残金がある場合において、公売に付し、又は随意契約により売却した貨物について、

その収容の際買権又は留置権を有していた者があるときは、同項の規定によりその残金を所有者に交付するに先だつて、当該買権又は留置権により担保されていた債権の額に達するまでの金額を、当該買権又は留置権を有していた者に交付する。
3 前二項の規定により交付すべき金額は、政令で定めるところにより供託することができる。
第百三十四条次の一項を加える。

5 税関長は、前条第二項の規定により公売に付した領置物件若

別表第一中 山形 酒田 を「山形 酒田」に改める。

別表第二中 山口 岩国 を「山口 岩国」に改める。

別表第三中 熊本 水保 を「熊本 水保」に改める。

別表第四中 福島 小名浜 を「福島 小名浜」に改める。

別表第五中 福岡 板付 を「福岡 板付」に改める。

三項又は第十四項を、附則第十五項又は第十六項に改め、同項を附則第十九項とし、以下二項ずつ繰り下げる。

附則第十六項中「第九項、第十三項」を「第十項若しくは第十三項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十項から第十三項までを二項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の二項を加える。

10 前項ただし書の場合において、附則第八項の規定により免除を受けた関税を、その承認を受けた者から直ちに徴収する。

この場合において、変質又は損傷によりその承認を受けたもの

であるときは、法第十条の規定を準用する。

11 附則第九項の規定に違反した者は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第十章(罰則)の規定の適用については、同法第一百零一条第一項各号(関税を免かされる等の罪)の一に該当する者とみなす。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正前の関税法第八十五条第一項に規定する残金でこの法律の施行の際同項の規定により供託されているものについては、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に改正前の関税法の一部を改正する法律(以下「旧法」という。)附則第八項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、関税法第五条(適用法令)の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行前に旧法附則第九項の規定により課した、又は課すべきであった関税については、なお従前の例による。

審査報告書

物品管理法案
右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年四月十日
大蔵委員長 岡崎 眞一
参議院議長 松野鶴平 殿

多数意見者署名
前田 久吉 土田国太郎
青木 一男 岡 三郎
平林 剛 西川甚五郎

白井 勇 藤野 繁雄
菊田 七平 青柳 秀夫
木内 四郎 井村 徳二

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。

第二条第二項中「国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分することをいう。」を「物品をその用途に応じて国において使用させることをいう。」に改める。

第三条第一項中「適正な供用」の下に「及び処分」の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行い処分に限る。第十四条第五項、第三章第四節の節名及び第三十一条第一項を除き、以下同じ。」を加え、「供用の目的」を「供用及び処分の目的」に改め、同条第二項中「供用上」を「供用及び処分の上から」に改める。

第五条第一項中「物品を効率的に供用するため」を「物品の効率的な供用又は処分のため」に改める。

第十条第一項中「処分に係る供用を除く。以下第二十条及び第二十一条において同じ。」を削る。

第十二条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十九条を削り、第十八条第一項中「供用計画」を「運用計画」に、「供用上」を「供用又は処分のため」に改め、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第一項中「供用」の下に「又は処分」を加え、同条第二項中「供用計画」を「運用計画」に改め、同条を第十六条とする。
第十四条の見出しを「運用計画」に改め、同条第一項中「及び供用」の下に「又は処分」を加え、「供用計画」

「運用計画」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「供用計画」を「運用計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(供用又は処分の原則)

第十五条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基づいて、供用又は処分をしなければならない。

第二十二條中「常に供用」の下に「又は処分」を加え、「供用上」を「供用又は処分の上から」に改める。
第二十六條の見出しを「供用不適品等の処理」に改め、同条第一項中「供用することができないもの」を「供用若しくは処分をすることができないもの」に改める。

第二十七條第一項中「供用の必要がない」を「供用及び処分の必要がない」に、「供用することができない」を「供用及び処分をすることができない」に改める。
第二十八條第二項中「供用計画」を「運用計画」に改める。

第三十五條中「第十五条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。
附則第二項中「供用計画」を「運用計画」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国の物品について、適正かつ効率的な管理を図るため、分類を設け、計画を定めることとし、管理行為及び管理機構の整備と責任の帰属等について基本的事項を定めようとするものであつて、概ね妥当なものと認められるが、原案の供用の用例が適切でないので、供用を使用させる意味に限定し、従つて供用を供用と処分

とに分離し、この場合の処分についてその意義を明確にし、供用計画を運用計画と改めるほか、条文の配列及び字句について所要の修正を加えた。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

物品管理法案

昭和三十一年三月六日
内閣総理大臣 鳩山 一郎

物品管理法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 物品の管理の機関(第七―第十二条)

第三章 物品の管理(第十三条―第三十条)
第一節 通則(第十三条―第十七条)
第二節 取得及び供用(第十八―第二十一条)

第三節 保管(第二十二条―第二十六条)
第四節 処分(第二十七条―第三十条)

第四章 物品管理職員等の責任(第三十一条―第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条―第四十一条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、物品の取得、保管、供用及び処分(以下「管理」という)に關する基本的事項を規定することにより、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「物品」とは、国が所有する動産のうち次に掲げるもの以外のもの及び国が供用のために保管する動産をいう。

一 現金
二 法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券

三 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項第二号又は第三号に掲げる国有財産

2 この法律において「供用」とは、国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分することをいう。

3 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいい、「各省各庁」とは、同法第二十一条に規定する各省各庁をいう。

第三条 各省各庁の長は、その所管に属する物品について、物品の適正な供用を図るため、供用の目的に従い、分類を設けるものとする。

2 前項の分類は、各省各庁の予算で定める物品に係る経費の目的に反しないものでなければならぬ。ただし、当該経費の目的に従つて分類を設けることが、その用途を勘案し、適正かつ効率的な供用上、不適当であると認められる物品については、これに係る事務又は事業の遂行のため必要な範囲内で、当該経費の目的によらない

分類をすることは、さしつかえない。
3 各省各庁の長は、物品の管理のため必要があるときは、第一項の分類に基づき、細分類を設けることができる。
4 各省各庁の長は、第一項の分類を設けようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の分類に基づき、細分類を設けることができる。
4 各省各庁の長は、第一項の分類を設けようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(所屬分類の決定)

第四条 第八條第三項又は第七項に規定する物品管理官又は分任物品管理官は、政令で定めるところにより、その管理する物品の属すべき分類(前条第三項の規定による細分類を含む。次条第二項を除き、以下同じ)を、前条の規定による分類の趣旨に従つて、決定しなければならない。

(分類換)

第五条 前条の物品管理官又は分任物品管理官は、物品を効率的に供用するため必要があるときは、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について分類換(物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ)をすることができ、ただし、政令で定める場合には、その承認は、必要としない。

2 各省各庁の長は、第三条第一項の規定による同一の分類内における同条第三項の細分類間の分類換について前項の承認をしようとする場合その他政令で定める場合を除くほか、同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(他の法令との関係)
第六条 物品の管理については、他の法律又はこれに基く命令に特別

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号 関税法等の一部を改正する法律案外一件

物品の管理に関する法令の規定に従ふほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

(関係職員の行為の制限)

第十七条 物品に関する事務を行う職員は、その取扱に係る物品(政令で定める物品を除く)を国から譲り受けることができない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

第二節 取得及び供用

(取得のための措置)

第十八条 物品管理官は、供用計画が立てられている物品については供用計画の範囲内で、その他の物品については供用上必要な範囲内で、契約等担当職員に対し、取得のため必要な措置を請求しなければならない。

2 契約等担当職員は、前項の請求に基づき、かつ、予算を要するものにあつてはその範囲内で、物品の取得のため必要な措置をするものとする。

(供用の原則)
第十九条 物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、供用計画が立てられている物品にあつては供用計画に基づいて、供用しなければならない。

(供用)
第二十条 物品供用官は、その供用すべき物品について、物品管理官に対し、払出のための第二十三条の規定による命令を請求しなければならない。

2 物品管理官は、物品の供用のための第二十三条の規定による命令をしたとき(前項の請求に基いてしたときを除く)は、供用の目的を明らかにして、その旨を物品供

用官(物品供用官を置かない場合にあつては、物品を使用する職員。以下次条において同じ)に知らせなければならない。

(返納)

第二十一条 物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないもの、修繕若しくは改造を要するもの又は供用することができないものがあるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、前項の報告等により同項に規定する物品があると認めるときは、物品供用官に対し、当該物品の返納を命じなければならない。

第三節 保管
第二十二条 物品は、国の施設において、良好な状態で常に供用することができるよう保管しなければならない。ただし、物品管理官が国の施設において保管することが物品の供用上不適当であると認める場合その他特別の理由がある場合は、国以外の者の施設に保管することを妨げない。

(出納命令)

第二十三条 物品管理官は、物品を出納させようとするときは、物品出納官(分任物品出納官を含む。以下同じ)に対し、出納すべき物品の分類を明らかにして、その出納を命じなければならない。

(出納)
第二十四条 物品出納官は、前条の規定による命令がなければ、物品を出納することができない。

(保管状況の報告)
第二十五条 物品出納官は、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在において、保管する物品の

状況を物品管理官に報告しなければならない。

(供用不適品の処理)

第二十六条 物品出納官は、その保管中の物品(修繕若しくは改造を要するもの又は供用できないものとして、第二十一条第二項の規定により返納された物品を除く)のうち供用することができないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品があると認めるときは、契約等担当職員その他関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

第四節 処分
第二十七条 物品管理官は、供用の必要が分類的により適切な処理をすることができないとき、又は供用することができないとき、又は供用するに値しない物品について不用の決定をすることができ、この場合において、政令で定める物品に

ついては、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

2 物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売却し得るもの及び売却し得ないものがあるときは、廃棄することができる。

(売却)
第二十八条 物品は、売却を目的とするもの又は不用の決定をしたも

のでなければ、売り払うことができない。

2 物品管理官は、前項の物品のうち、売却を目的とするもので供用計画が立てられているものについては供用計画の範囲内で、その他のものについては必要な措置を請求しなければならない。

3 契約等担当職員は、前項の請求に基づき、物品の売却のため必要な措置をするものとする。

(貸付)
第二十九条 物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても国の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の物品を貸し付ける場合について準用する。

(出資等の制限)
第三十条 物品は、法律に基く場合を除くほか、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

第四章 物品管理職員等の責任
第三十一条 物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第二十一条の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員(以下「物品管理職員」という)は、故意又は重大な過失により、この法律の規定に違反して物品の取得、所属分類の決定、分類換、管理換、出納命令、出納、保管、供用、不用の決定若しくは処分(以下「物品

の管理行為」という)をしたこと又はこの法律の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

2 前項の規定により弁償すべき国の損害の額は、物品の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した物品の価額又は損傷による物品の減価額とし、その他の場合にあつては、当該物品の管理行為に關し通常生ずべき損害の額とする。

(亡失又は損傷等の通知)
第三十二条 各省各庁の長は、物品管理職員が、物品を亡失し、若しくは損傷したとき、又はこの法律の規定に違反して物品の管理行為をしたこと若しくはこの法律の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより国に損害を与えたとき認めるときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(検定前の弁償命令)
第三十三条 各省各庁の長は、物品管理職員が第三十一条第一項の規定に該当すると認めるときは、会計検査院の検定前においても、その物品管理職員に対して弁償を命ずることができる。

2 前項の規定により弁償を命じた場合において、会計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

(使用職員の責任)
第三十四条 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりそ

の管理行為として、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

2 前項の規定により弁償を命じた場合において、会計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

(使用職員の責任)
第三十四条 物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりそ

の管理行為として、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

の使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。
2 第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、物品を使用する職員がその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した場合について準用する。

第五章 雑則

(この法律の規定を準用する動産)
第三十五条 この法律(第三条から第五十五条まで、第十条、第十三条から第十五条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七條及び第三十八條を除く。)の規定は、物品以外の動産で国が保管するもののうち政令で定めるものについて準用する。
(帳簿)
第三十六条 物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

(物品増減及び現在額報告書)
第三十七条 各省各庁の長は、政令で定める重要な物品につき、毎会計年度末における現在額の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日まで、大蔵大臣に送付しなければならない。
(物品増減及び現在額計算書)
第三十八条 大蔵大臣は、前条の報告書に基づき、物品増減及び現在額計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の物品増減及び現在額計算書を前条の報告書とともに、翌年度十月三十一日まで

に、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。
3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た物品増減及び現在額計算書を、翌年度に開かれる国会の常会に報告することを常例とする。

4 前項の物品増減及び現在額計算書には、会計検査院の検査報告のほか、前条の報告書を添附する。
(検査)
第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、定期的に、及び物品管理官、物品出納官又は物品供用官が交替する場合その他必要がある場合は随時、その所管に属する物品の管理について検査しなければならない。
(適用除外)
第四十条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十三条の規定により支給を受けた事務費で取得した物品その他政令で定める物品の管理については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。
(政令への委任)
第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
2 第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十一年度分の需給計画又は供用計画から、第三十七条及び第三十八条の規定は、同年度分の報告書又は物品増減及び現在額計算書からそれぞれ適用する。
3 会計法の一部を次のように改正する。

第三十八条及び第四十条中「又は物品」を削る。
第四十一条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同項ただし書を削る。
第四十二条中「又は物品」について、これを「又は物品」を「亡失した」に改める。
第四十三条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削る。
第四十八条中「、繰越の手續及び物品を、及び繰越の手續」に改める。

4 国有財産法の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二項とする。
第四十三条中「第二条第一項第四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外、」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各庁の長」を「各省各庁の長」に、「後において同条第一項第四号又は同条第二項に該当しないもの」を「及び物品管理官(昭和三十一年法律第 号)の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したるもの」に改める。
5 改正前の国有財産法の規定による国有財産でこの法律の施行により物品となつたものの昭和三十一年度分以前の同法第三十三条及び第三十六条に規定する報告書及び物品増減計算書については、なお従前の例による。

6 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第九条(見出しを含む)中「公団等」を「公社等」に改め、同条第一項中「法令による公団」を削り、「日本輸出入銀行、商船管理委員会及び閉鎖機関整理委員会」を「又は日本輸出入銀行に、理事長又は委員長」を「又は理事長」に改める。
第十条(見出しを含む)中「公団等」を「公社等」に、「出納職員」を「現金出納職員」に改め、同条第一項中「本条中及び又は物品」及び「毀損」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「及び会計検査院法第三十二条を、並びに会計検査院法第三十二条第一項及び第三項から第五項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(公社等の物品管理職員の弁償責任)
第十一条 公社等において、公社等の長又はその委任を受けた者から公社等の物品の管理の職務を行う者として指定された者(以下「公社等の物品管理職員」という)は、公社等に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公社等の物品を管理しなければならない。

2 物品管理法第三十一条から第三十三条まで及び会計検査院法第三十二条第二項から第五項までの規定は、公社等の物品管理職員について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあり、又は「物品管理法(昭和三十一年法律第 号)」とあり、又は「物品管理」

号)とあるのは「予算執行職員等の責任に関する法律(昭和三十一年法律第 号)」とあるのは「国」とあるのは「公社等」と、「各省各庁の長」とあり、又は「本属長官」とあるのは「公社等の長」と、「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と読み替へるものとする。
7 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第四十八条中「(以下「物品出納職員」といふ)を削る。
第四十八条の二第一項中「又は物品出納職員」、「又は物品」及び「毀損」を削り、「損害を与えたとき」の下に、又は「総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、日本国有鉄道の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他日本国有鉄道に損害を与えたとき」を加え、同条第二項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め、同条第三項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。
第六十三条中「国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の下に、物品管理法(昭和三十一年法律第 号)」を加える。

8 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
第六十九条中「(以下「物品出納職員」といふ)を削る。
第七十条第一項中「又は物品出納職員」、「又は物品」及び「毀損」を削り、「損害を与えたとき」の下に、又は「総裁により物品の管理

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号 関税法等の一部を改正する法律案外一件

をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたときを加え、同条第二項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め、同条第三項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。

9 改正前の会計法第三十八条に規定する出納官吏又は同法第四十条第二項に規定する出納員のうち物品の出納保管をつかさどるもの、改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第十条第一項に規定する公同等の出納職員のうち物品の出納保管をつかさどることを命ぜられたもの及び改正前の日本国有鉄道法第四十八条又は日本電信電話公社法第六十九条に規定する物品出納職員この法律の施行前の事実に基づく弁償責任については、なお従前の例による。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。
 第四条第十七号の次に次の一号を加える。
 十七ノ二 物品の管理に関する事務を総括すること。
 第八条中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。
 十六 物品の管理に関する事務を総括すること。

〔岡崎眞一君登壇、拍手〕
 ○岡崎眞一君 たいだいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、関税法及び関税定率法の一部を改正する法律について所要の改正を行おうとするもので、まず、関税法の改正内容について申し上げます。第一に、福島県の小名浜港及び熊本原の水保港については、その貿易実績と将来性にかんがみ、今回開港に指定するとともに、日本航空株式会社と福岡・那覇線が本年六月から開設されることに伴い、福岡県の板付空港を税関空港に指定することとしており、第二に、税関手続の簡素化及び関税行政の適正化に資するため、外国貿易船等が簡易手続によつて入出港することができるところを拡張し、従来の船用品、または機用品のみを積みおろしする場合は、新たに乗組員の携帯品及び郵便物を積みおろしする場合にとするとともに、収容貨物のうち、著しく腐敗もしくは変質したもので、買受人がないものは廃棄処分ができることとするほか、外国貨物で、刑事訴訟法の規定により売却、没収等の行われたものについては、関税法の適用上、輸入を許可されたものとみなす等、所要の規定整備を行なっております。

次に、関税定率法の一部を改正する法律案について申し上げますと、現在、免税措置の適用を受けております給食用乾燥脱脂ミルクについては、実際に給食用に供されるまでは、輸入者以外の者を經る関係上、他に転用されるおそれが少なくなく、かつまた、これらの行為を取り締まる規定もない実情にかんがみ、今回原則として、その用途外使用を禁止するのみならず、用途外使用に供するため譲渡する場合等をも禁止するとともに、あわせて違反者に対する罰則規定を整備し、これらの

措置によつて給食用ミルクの横流し等、不正行為を防止することとしております。

本案審議の詳細につきましては、會議録によつて御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、岡委員より、「本法は、内容から見て関税法と関税定率法の一部を改正する法律の二本立となつてゐるのには適當でないから、今後、提出の仕方をも十分考慮してもらいたい」との希望意見を付して賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品管理法案について申し上げます。

現在、国の物品管理は明治二十二年に制定された勅令、物品会計規則によつて行われておりましたが、膨大、複雑な行政事務に対応する物品の管理基準としては、きわめて不備な点が多く、その結果が、会計検査院の毎年度の検査報告にも、過當調達、不當調達、または管理行為の不適當といふような諸点が指摘されておりました。すなわち御承知の通りであります。本案はこのような状況に対処して、物品管理の適正化をはかるために、現行の規則にかえて、新たに物品管理法を制定しよるとするものであります。

以下、主要点について申し上げます。

第一は、物品の定義を明確にし、物品はその供用の目的に従ひ、かつ予算目的に反しないよう分類を設け、その分類の目的に従つて使用しなげなければならないこととして、従来乱れがちであった予算で規制した効果が、物品となつた後においても守られるようにしてあります。第二は、毎会計年度の調達と供用はその計画に基いてなされることとして、計画化と効率化をはかることとして、その取得、保管及び処分等の、いわゆる管理行為と検査及び報告等の基準と方法を定めております。第三は、物品の管理機構について、新たに物品管理官、物品出納官及び物品供用官の制度を設けるなど、これを整備し、その管理職員の使用、職員の弁償責任を明確にしたことであり、また、その他本法の制定に伴ひ、関係法令について必要な改正を行なつております。

本案の審議におきましては、本案の提出がおくれた理由、不適當な調達や管理を防止しようとする条項、最上級の責任問題、なからず、本案における物品の取得、供用、処分意義等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、青木委員より、「普通の法律常識からいって、供用とは使用させることと解すべきであり、供用と処分とは同一のカテゴリーには入らないのであるから、供用、供用と処分に分けるより修正すべきである。また、この場合の処分は、行政目的に従ひ、用途に応じて行ふ処分であることを明確にし、供用計画を運用計画とするほか、字句の修正、条文の整理をすべきである」との修正意見が述べられ、さらに「国の利益保護等のためには、会計法令の重要性の認識が根本であり、その運用が大切であることを大蔵大臣に伝えてもらふこととして、修正部分以外の原案に賛成する」との意見が述べられ、岡委員より、「国の物品の不適當な管理等は、会計検査院の検査報告にも、つとに指摘されたところであり、明治二十二年に制定された物品会計規則が現状に即応しないから本案を提出したとのことであつて、おそきに過ぎた感があるが、要は、今後の運用にあるので、万

全の努力を要望して、修正部分を含めた原案に賛成する」との意見が述べられました。

かくて、青木委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案について採決の結果、それぞれ全会一致をもつて可決された。本案を修正議決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)
 ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、関税法等の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
 〔賛成者起立〕
 ○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

審査報告書

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

林水産委員会理事 戸武君

昭和三十一年四月十日

農林水産委員 戸叶 武

長代理理事 戸叶 武
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
関根 久藏 池田守右衛門
重政 庸徳 秋山俊一郎
青山 正一 佐藤清一郎
横川 信夫 小西 英雄
溝口 三郎 宮本 邦彦
河合 謙一 雨森 常夫
森 八三

第一条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三条に次の一項を加える。

開設者ハ中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要アルトキハ業務規程ヲ以テ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ数ノ最高限度ヲ定ムルコトヲ得

第十条の次に五条を加える改正規定のうち次の五条を次の六条に改め、第十条ノ六を第十条ノ七とし、第十条ノ五第一項中「第十条ノ二」を「第十条ノ三」に改め、同条を第十条ノ六とし、第十条ノ四に次の一項を加え、同条を第十条ノ五とする。

農林大臣前項ノ処分ヲ為ス場合ニ於テ当該処分ヲ開設者ノ意見ト異ナルトキハ理由ヲ明記シタル文書ヲ以テ其ノ旨ヲ当該開設者ニ通知スベシ

同改正規定のうち第十条ノ三第一号中「第十条ノ五」を「第十条ノ六」に改め、同条を第十条ノ四とし、第十条ノ二中「前条」を「第十条」に改め、同条を第十条ノ三とし、同条の前に次の一条を加える。

第十条ノ二 農林大臣ハ第三条第二項ノ規定ニ依ル数ノ最高限度ヲ超エテ前条ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ

第十五条の次に五条を加える改正規定のうち第十五条ノ二第一項中「当該卸売ノ業務ヲ為ス者ガ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ此等ノ者ノ間ニ於テ為ス合併若ハ營業ノ譲受又ハ」を加える。

同改正規定のうち第十五条ノ二第二項各号列記以外の部分中「協定」を「合併若ハ營業ノ譲受又ハ協定」に、同項第一号及び第二号中「其ノ内容」を「其ノ合併若ハ營業ノ譲受又ハ其ノ協定ノ内容」に改める。

第十八条の改正規定中「第十条ノ六」を「第十条ノ七」に改める。

第二十条の次に三条を加える改正規定のうち第二十三条第三項中「第十条ノ六」を「第十条ノ七」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、現行中央卸売市場法に對して(一)中央卸売市場の区域指定の基準を明かにする、(二)市場開設者を地方公共団体のみに限定する、(三)卸売業務の許可は農林大臣が開設者の意見を聞いて行うことに改める、(四)卸売人の間の業務協定について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する、(五)仲買人に関する規定を追加する、(六)類似市場について届出義務制とし必要な監督を行うことができることにするとともに、卸売人の業務及び財産状況の報告義務その他罰則等の規定を整備する等の改正を行うものである。中央卸売市場の機能の増進に資し、妥当な措置と認められるが、卸売人の許可処分について質的にも量的にも農林大臣と市場開設者との間の意思が

完全に疎通する他、卸売業務の合併又は譲受についても私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する必要があるため、所要の修正を行うとともに、この法律運用の適正を期するため、別紙の通り附帯決議を行うた。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
一、中央卸売市場がその機能を完全に発揮し、本来の使命を達成することができるよう、政府は、中央卸売市場の設備及び施設の完備に對して、財政的且つ資金的に万全の助成措置を講ずべきである。

二、農林大臣において、卸売人を許可し、又はこれを拒否するに當つては、特段の理由のない限り開設者の意見を容れることとし、苟しくも改正後の第十条ノ五の規定の趣旨にもとることなきを期すべきである。

三、政府は、この機会において、卸売人が納付すべき保証金の金額の是正等生産者(出荷者)の債権の弁済を確保するため、遺憾なく措置すべきである。

四、類似市場に関する規定は、類似市場を公認するものではなく、この趣旨に副つて、政府は、中央卸売市場の育成強化と相俟つて、類似市場の取扱に對して遺憾なきを期すべきである。

五、生産者団体が卸売業務に参加し得る機会を確保し、この場合において、生産者団体がよくその機能を果たすことができるよう、政府はこれが育成に努めるべきである。

右決議する。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十一年三月六日
内閣総理大臣 鳩山 一郎

中央卸売市場法の一部を改正する法律案
中央卸売市場法の一部を改正する法律案
中央卸売市場法(大正十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。
本則中「主務大臣」を「農林大臣」に改める。

第一条第一項中「又ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ民法第三十四条ノ規定ニ依ル法人」を削り、「隣接地」の下に「以下指定区域ト謂フ」を加え、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル指定ハ都市ニ在リテハ政令ヲ以テ定ムル数以上ノ人口ヲ有スルモノニ付、隣接地ニ在リテハ其ノ区域ト当該都市ノ区域トヲ一トシテ前項ニ掲グル物品ノ流通ノ円滑ヲ図ル必要アルト認めラルモノニ付之ヲ為スモノトス

第七条第一項中「政令」を「政令」に改め、同条第二項中「地方長官」を「農林大臣」に、「決定ニ不服アル者」を「決定ニ係ル補償金額ニ不服アル者」に、「通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得」を「訴ヲ以テ其ノ増減ヲ請求スルコトヲ得」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ訴ニ於テハ他ノ当事者ヲ被告トス
第十条中「地方長官」を「農林大臣」に改め、同条の次に次の五条を加える。
第十条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ前条ノ許可ヲ受クルコトヲ得ズ

一 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ
二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者又ハ此ノ法律ノ規定ニ違反シテ罰金ニ処セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ刑ノ執行ヲ受クルコトナクナリタル日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ
三 第十八条第一項ノ規定ニ依ル許可ノ取消ヲ受ケタル者ニシテ其ノ取消ノ日ヨリ三年ヲ経過セザルモノ
四 法人ニシテ其ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員中二前号ノ一ニ該当スル者アルモノ
第十条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者アルモノ
一 許可ヲ受ケタル者第十條ノ五第一項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依リ許可ノ取消ヲ受ケ其ノ取消ノ日ヨリ一年ヲ経過セザル者ナルトキ
二 許可ヲ受ケタル者当該卸売ノ業務ヲ為スニ足ル資力信用ヲ有セザルトキ
三 許可ヲ受ケタル者当該卸売ノ業務ヲ開始スルトキハ当該中央卸売市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ過度ノ競争ガ行ハレ其ノ結果当該中央卸売市場ニ於テ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ガ阻害セラルル虞アリト認めラルトキ

同改正規定のうち第十条ノ三第一号中「地方長官」を「農林大臣」に改め、同条を第十条ノ四とし、第十条ノ二中「前条」を「第十条」に改め、同条を第十条ノ三とし、同条の前に次の一条を加える。

第十条ノ五 農林大臣ハ第十條ノ許可ヲ受ケタル者ノ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得ズ

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案

一 許可ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ第十一條ノ保証金ヲ納付セザルハ該卸売ノ業務ヲ開始セザルトキ

二 正当ノ理由ナクシテ引続キ一月以上当該卸売ノ業務ヲ休止シタルトキ

三 当該卸売ノ業務ヲ為スニ足ル資力信用ヲ欠クニ至リタルトキ

第十條ノ六 農林大臣前條第二項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サムトスルトキハ当該処分ノ相手方ニ對シ相當ノ期間ヲ置キタル上期日、場所及処分ノ原因タル事由ヲ通知シテ公開ニ依ル聴聞ヲ行ヒ其ノ者又ハ其ノ代理人ガ証拠ヲ提示シ意見ヲ陳述スル機会ヲ与フベシ

第十一條中「前條」を「第十條」に改め、第十五條の次に次の五條を加ふる。

第十五條ノ二 第十條ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ於テ過度ノ競争ニ因リ弊害ヲ防止シ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スルニ必要アル場合ニ於テ當該卸売ノ業務ヲ為ス者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ此等ノ者ノ間ニ於テ締結スル卸売ノ業務ニ係ル取引条件ニ關スル協定(卸売ノ業務ヲ為ス者ノ取扱フ物品ノ価格、品質又ハ數量ニ關スルモノヲ除ク)及之ニ基キテ公正取引ノ確保に關する法律(昭和二十一年法律第五十四号)ノ規定ハ之ヲ適用セズ但不公正ナル取引方法ヲ用フルトキハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ハ前項ノ認可ノ申請アリタル場合ニ於テ申請ニ係ル協定左ノ各号ニ適合スルト認ムルトキハ之ヲ認可スベシ

一 其ノ内容ガ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ノ間ニ於テ過度ノ競争ニ因リ弊害ヲ防止シ卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル

為必要ニシテ最少限度ノモノナルコト

二 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト

三 其ノ協定ニ参加シ又ハ其ノ協定ヨリ脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト

四 關係事業者及一般消費者ノ利益ヲ不当ニ害スル虞ナキコト

第十五條ノ三 農林大臣前條第二項ノ認可ヲ為シタル協定同條第二項各号ノ全部又ハ一部ニ適合セザルモノトナルニ至リタルト認ムルトキハ当該協定ヲ締結シタル者ニ對シ其ノ變更ヲ命ジ又ハ認可ヲ取消スベシ

第十五條ノ四 第十條ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者第十五條ノ二第一項ノ協定ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第十五條ノ五 農林大臣第十五條ノ二第一項ノ認可ヲ為サムトスルトキハ公正取引委員會ニ協議スベシ

農林大臣第十五條ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ為シ又ハ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ受理シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公正取引委員會ニ通知スベシ

公正取引委員會ハ第十五條ノ二第一項ノ認可ヲ受ケテ締結シタル協定同條第二項各号ノ全部又ハ一部ニ適合セザルモノトナルニ至リタルト認ムルトキハ農林大臣ニ對シ第十五條ノ三ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

第十五條ノ六 開設者必要アリト認ムルトキハ仲買ノ業務ヲ為ス者ヲ充實ニ参加セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ同項ノ仲買ノ業務ヲ為ス者ノ資格、員數其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十六條中「千円以下」を「十万円以下」に改め、第十七條に次の一項を加ふる。

農林大臣必要アリト認ムルトキハ第十條ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ヨリ其ノ業務又ハ財産ノ状況ニ關シ報告ヲ徴スルコトヲ得

第十八條第三号中「業務許可」を「許可」に改め、同條第四号を削り、同條に次の一項を加ふる。

第十條ノ六ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條中「又ハ地方長官」を削り、「官吏」を「当該職員」に改め、同條に次の一項を加ふる。

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ之ヲ關係人ニ提示スベシ

第二十二條から第二十四條までを削り、第二十一條中「命令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府県知事」に改め、同條に第二十四條とし、第二十二條の次に次の三條を加ふる。

第二十一條 中央卸売市場ノ取扱物品ニ付当該指定区域内ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニシテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル基準ヲ超ユルモノ(以下類似市場ト謂フ)ヲ開設セムトスル者又ハ類似市場以外ノ市場ヲ類似市場ト為サムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

一 氏名又ハ名称及住所

二 市場ノ位置、施設ノ概況及取扱物品

三 業務ノ方法

四 卸売ノ業務ヲ為ス者ノ氏名又ハ名称及住所並ニ取扱物品

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テ類似市場以外ノ市場ガ類似市場トナリタルトキノ当該市場ノ開設者亦前項ニ同ジ

一 中央卸売市場ノ開設ノ認可アリタルトキ

二 中央卸売市場ノ取扱物品ニ付追加アリタルトキ

三 指定区域ニ變更アリタルトキ

四 前項ノ命令ヲ以テ定ムル基準ニ變更アリタルトキ

類似市場ノ開設者ハ第一項各号ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ變更ニ係ル事項ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

第二十二條 農林大臣前條第一項ニ掲グル物品ノ円滑ナル流通ヲ図ルニ必要アリト認ムルトキハ類似市場ノ開設者若ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ヨリ其ノ業務又ハ財産ノ状況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ当該職員ヲシテ類似市場若ハ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ事務所若ハ事業所ニ立入り其ノ業務若ハ財産ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ立入検査ノ權限ハ犯罪捜査ヲ為スレタルモノト解スルコトヲ得

第十九條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ立入検査ニ付之ヲ準用ス

第二十三條 農林大臣ハ類似市場ニ於ル業務ノ公正ヲ確保シ又ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ對シ販売若ハ販売ノ委託ヲ為ス者ヲ保護スルニ必要アリト認ムルトキハ類似市場ノ開設者又ハ類似市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ對シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

農林大臣ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者正当ノ理由ナクシテ当該命令ニ違反シタルトキハ一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ業務ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第十條ノ六ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為サムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條から第二十七條までを次のように改め、第二十八條を削る。

第二十五條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十七條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

三 第十八條第一項第三号ノ規定ニ依ル処分ニ違反シタル者

四 第二十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

五 第二十三條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十六條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十五條又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

二 第十九條第一項又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第二十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ人ニ對シテ各本條ノ刑ヲ科ス

附則

一 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

二 改正前の中央卸売市場法第一條第一項の規定によつてした指定であつて、その区域内にこの法律の施行の際現に中央卸売市場が開設されている都市及びその隣接地に係るものは、改正後の同條第一項及び第二項の規定によつてしたものとみなす。

三 改正前の中央卸売市場法第十條の規定によつてした許可は、改正後の同條の規定によつてしたものとみなす。

四 この法律の施行の際現に改正後の中央卸売市場法第二十一條第一

項に規定する類似市場を開設して
いる者は、この法律の施行の日か
ら六十日以内に農林省令で定める
手続により同項各号に掲げる事項
を農林大臣に届け出なければなら
ない。

5 前項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をした者は、五万
円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関
し、前項の違反行為をしたときは
、その行為者を罰するほか、そ
の法人又は人に対して同項の刑を
科する。

7 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

〔戸叶武君登壇、拍手〕

○戸叶武君 たいだいま中央卸売市場法
の一部を改正する法律案が議題になっ
たのであります。報告に先だつて一
言申し添えておきたいと存じます。

現行中央卸売市場法は大正十二年に
制定せられたものでありまして、社会
経済事情の一変した今日においては、
実情に沿わないものがありますので、
参議院農林水産委員会においては、か
ねてこれが改正の必要を認めて検討を
進め、特に去る第二十二国会におい
て、当時の農林水産委員の有志によ
りて、さしあたり、当面必要とされてお
りました卸売人の整備統合の促進及び卸
売業務の許可の適正化を内容とする中
央卸売市場法の一部を改正する法律案
が発議され、その後、継続審議に付せ
られて、政府の措置と照し合せながら
今日に至つておつたのであります。し
かるるところ、今回政府からこの法律案
が提出され、ただいま議題になつた次
第でありまして、以下農林水産委員会
における本改正法律案の審査の経過及
び結果を報告いたします。

先に申し上げましたように、現行の
中央卸売市場法は大正十二年に制定さ
れ、その後、ほとんど何らの改正を經
ないで今日に至つておるのでありま
す。その間、中央卸売市場には、時に
応じて変遷がございましたが、最近にお
いては、十三の都市が中央卸売市場法
に基いて市場を開設し、青果物及び魚
介類等の生鮮食品の総販売量の大半を
三分の一が中央卸売市場における取引
を経て流通しておる状況でありまし
て、中央卸売市場は、生鮮食品の供給
調整及び価格形成において中核的地位
を占めるに至つております。しかも、
この法律が制定されてから今日までの
生鮮食品の流通あるいは取引の実情、
特に中央卸売市場がおおむね集散市場
ともいへべき状態になつておること
は、立法当時とは相當著しい変化であ
ります。かかる事情にかんがみ、政府
においては、かねて中央卸売市場に関
する検討を進め、ことに昨年農林省に
中央卸売市場対策協議会を設け、広く
市場業務関係者及び学識経験者に諮つ
て、中央卸売市場の改善整備に関し
るべき施策について意見を求め、その
答申を尊重し、考究を重ね、その結果
現行法に対して必要な改正を行つた
ため、本法律案を提案するに至つたもの
であるとされております。

次に、本法律案の内容を申し上げます。
す、大要次のようであります。

すなわち第一は、中央卸売市場開設
の区域指定について、その基準を明ら
かにしたことでありまして、その指定
は政令で定める数以上の人口を有する
都市及びこれと一体として取扱ひ物品
の流通の円滑をはかる必要があると認
められる隣接地について行つたものと
してあります。第二は、中央卸売市場の
開設者となることのできる者に限つ
て、現行法の規定から、民法の公益法
人を除いて、地方公共団体のみに限つ

たのであります。第三は、中央卸売市
場における卸売人の許可についてであ
りまして、現行法においては地方長官
が行つたことになつておりますが、これ
を改めて、農林大臣が開設者の意見を
尊重して行つたこととするともに、許
可に當つての欠格事由その他に、許
可に必要な規定を整備したのであります。

第四は、卸売人の間における業務協定
について、私的独占禁止法の適用を除
外したことでありまして、卸売の業務
をなす者の間における過度の競争によ
る弊害を防止し、卸売業務の適正かつ
健全なる運営を確保するため、特に必
要がある場合に、卸売の業務をなす者
があらかじめ農林大臣の認可を受けて
締結する卸売業務にかかわる取引条件
に関する協定及びこれに基いてなす行
為については、私的独占の禁止及び公
正取引の確保に関する法律を適用しな
いこととしてあります。しかしこの場
合、取扱ひ物品の価格、品質または数
量に関する協定は認められないことと
してあります。第五は、仲買人に
関する規定を追加して、開設者が必要
があると認められた場合は、仲買人をお
くことができることとし、その資格及び
員数等は業務規程によつて定めること
としたのであります。第六は、類似市
場、すなわち中央卸売市場が取り扱ひ
品目について、その中央卸売市場の指
定区域内において、中央卸売市場類似
の業務を行つる市場で、一定の基準をこ
えるものに関する規定を追加したこと
であります。この種、類似市場につ
いては、現行法では中央卸売市場の開
設に際して、農林大臣が中央卸売市場
開設者の意見を聞いた上、その閉鎖を命
ずることができ、この場合、中央卸売
市場開設者は損失の補償をなさなけれ
ばならない旨の規定があるのみであ
りまして、今回の改正によつて、類似
市場に対し、農林大臣に所定の事項の

届出の義務を課し、また、農林大臣は
必要に応じて類似市場の開設者または卸
売人から報告を徴し、立ち入り検査を
行い、さらに施設または業務方法の変
更を命じ、これに違反する場合は、業
務の停止を命ずることができると
し、以上のほか、農林大臣が中央卸売
市場の卸売人から業務及び財産状況の
報告の徴集並びに罰則に関し必要な
規定の整備を行なつてあります。

委員会におきましては、まず政府当
局から提案理由及び補足的説明を聞
き、就いて質疑に入り、各般の事項に
わたつて政府の所見がたされたので
あります。これが内容の詳細につ
いては会議録に譲ることを御了承願ひ
たいのであります。しかしここにその
幾つかを拾つて申し上げますと、次の
通りであります。

すなわち、「先般農林省に設けられ
た中央卸売市場対策協議会の答申事項
は、今回の改正法案にどの程度取り入
れられておるか、行政機構の上からみ
ても、また財政上からいっても、政府の
市場対策は消極的でないか、今回は中
央卸売市場法の一部改正が企図され
たのであるが、今後市場制度について全
面的検討がなされるか、今回の改正に
よつて卸売人の許可の権限が地方長官
から農林大臣に移されることになつた
理由いかん、かくして権力乱用のおそ
れはないか、六大都市において開設
者となる地方公共団体の長が許可権を持
つ必要はないか、卸売人の員数が法文
に規定されていないが、卸売人の単数
制あるいは複数制に対する政府の見解
いかん、卸売人の員数をあらかじめ業
務規程の中に定めることができること
とする考えはないか、改正法律案の中
に、生産者擁護に関する規定が、いかに
取り扱われおるか、類似市場の意
義、功罪及び政府におけるこれが取
り方針いかん、今般の改正によつて類

似市場を届出制にすることは、これを
法的に公認することになりはしない
か、中央卸売市場を整備強化して類似
市場の抑制をはかるべきではないか、
今回の改正によつて一定基準をこえる
類似市場は届出を要することになつ
ておるが、その基準の具体的内容いか
ん、過ぐる第二十二国会以来、継続審
査中の参議院議員提案にかゝる中央卸
売市場法改正法律案においては、卸売
人の合併または営業の譲り受けにつ
いて、独占禁止法の適用を除外するこ
となつており、また、中央卸売市場対
策協議会においても同様な答申が行わ
れておるのにもかかわらず、今回の改
正法律案にはその措置がとられていな
い理由いかん」等の諸点が究明せら
れ、これに対して、政府当局から、
「中央卸売市場対策協議会の答申は、
大別して七項目にわたつておるが、そ
のうち市場の関係者、卸売人、仲買人
及び類似市場等については、逐条、関
係条文にその精神を表わすことに努
め、また、中央卸売市場そのものに関
する個々の具体的な事項については、
技術的に可能な範囲においては、ほと
んど全部取り上げて改正案を作成し
た。行政機構については、最近農林省
に市場行政の専管課を設け、指導監督
に必要な人員も極力整備する方針であ
る。中央卸売市場の施設の整備拡充に
ついては、来年度は余剰農産物見返り
円資金の融通を計画し、その実現に努
力している。市場制度については、関
係者の協力を得て今後とも引き続き研
究が考えられなければならないが、今回
は各方面の要望に最大公約的に従つ
て一部改正を立案した。卸売人の許可
に関する権限は、現行法では地方長官
のものとなつておるが、しかし、これ
はもともとの事務であつて、むしろ
農林大臣のものとするのが適当であ

昭和三十一年四月十一日 参議院會議録第三十四号 中央卸売市場法の一部を改正する法律案

と認められ、また現行法制定当時と今日とは、生鮮食品の流通取引事情が一変して、卸売人の業務の關係領域がますます拡大して、ほとんど全国的な集散市場の性格のものになつており、かような事情にかんがみ、かつ許可事務の性質から考へて、農林大臣が行うことに改められた。しかしその際、直接市場經營の任に當る開設者の意見を聞き、これを尊重して行つたことを特に規定し、これを運用については慎重を期した。また必要に応じて職務の一部を知事に委任する規定を廢して、中央、地方緊密な連携を保つて運用によるしきを得た。卸売人の員数については適限少数がよいとの意見が答申されてゐる。現実にはほとんど複數になつており、原則としては適限少数が適切であるが、市場の事情によつて公益上支障がない場合は單數もあり得ると考へてゐる。卸売人の許可は国の事務と考へてゐるので、業務規程の中でその員数を定めることができることにする考へはない。生産者擁護については、全体の条文を通じて生産者のためにも、また消費者のためにも、公益が守られるようになつてゐると考へてゐる。類似市場は、都市の人口の増加等に伴ひ、中央卸売市場の指定区域内に自然に発生し、生産者及び消費者に便益を手にしてゐるが、一面また施設その他において遺憾の点もあるため、今回届出の措置を講ずることにしてゐる。この届出制には公認というより意味は全然考へてゐない。届出義務を付することによつて類似市場の実態を把握し、これに基いて公益を守るため必要を規制ができるようにした。また、現行法第六条に關連して、中央卸売市場の開設を勧め、分場等の設置により類似市場を整理することができるものとして考へてゐる。なお、今回の改正により、届出が必要となる類似市場の施設の一定基準

準については、各都市における中央卸売市場のうち最低のものに近いものを考へてゐるが、具体的には、中央卸売市場と比較し、各地の事情に応じて研究を進めたい。卸売業者の合併または營業の譲り受けに關して、独占禁止法適用除外の規定を設けなかつたのは、かような規定を設けると、政府において卸売人の員数を單數にしよとする意図があるものと解釈せられるおそれがあり、一方また卸売人の整備統合は、必要と認められるときは具体的な事案について農林省が公正取引委員会に連絡し、これに對し公正取引委員会は農林省の見解を十分尊重する趣旨の覚書を取りかわしてゐるので、事情に応じて解決することにして、明文化をしないかゝつた。などの趣旨の答弁がなされておるのである。

の団体については、債権の確保と卸売業務への参加等、その機能を育成することを公認するものではなく、中央卸売市場の育成強化と關連して遺憾なきを期すべきである。等の趣旨の付帯決議を付して賛成したいとの意見が開陳され、次いで青山委員から、今回の一部改正ではなお十分であり、さらに検討して、できるだけ早い機会に全面的に改正すべきであるとの希望を付して、原案及び修正部分並びに付帯決議に賛成する旨の発言があり、他に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて、政府原案に對して、森委員の提案にかかる修正を加え、同様に可決すべきものと決定いたしました。

なほ、付帯決議に對し、農林政務次官から、「決議を尊重し、善処する」旨の発言がありましたことを申し添へ、右御報告申し上げました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。午前十一時二十八分散会

○本日の會議に付した案件

一、新議員の紹介

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

- 出席者は左の通り。
- | | | | |
|-----|---------|---------|--------|
| 議長 | 松野 鶴平君 | 寺尾 豊君 | 中山 謙彦君 |
| 副議長 | 重宗 雄三君 | 池田宇右衛門君 | 鶴見 祐輔君 |
| 議員 | 上林 忠次君 | 青木 一男君 | 野村吉三郎君 |
| | 井野 碩哉君 | 津島 壽一君 | 大谷 實雄君 |
| | 森 八三三君 | 大野木秀次郎君 | 宮澤 喜一君 |
| | 三浦 辰雄君 | 雨森 常夫君 | 石井 桂君 |
| | 廣瀬 久忠君 | 横山 弥平治君 | 白井 勇君 |
| | 豊田 雅孝君 | 深川 フク君 | 高橋 善衛君 |
| | 土田 國太郎君 | 山本 廣作君 | 青山 正一君 |
| | 竹下 豐次君 | 松岡 米治君 | 秋山俊一郎君 |
| | 高瀬 莊太郎君 | 平井 太郎君 | 横川 信夫君 |
| | 島村 軍次君 | 堀 末治君 | 野村 品吉君 |
| | 小林 武治君 | 石坂 武雄君 | 川村 松助君 |
| | 伊能繁次郎君 | 久保 等君 | 笹森 順造君 |
| | 松原 一彦君 | 岡 三郎君 | 高田なほ子君 |
| | 井上 清一君 | 三木 與吉郎君 | 安部キミ子君 |
| | 青柳 秀夫君 | 井村 徳二君 | 河合 義一君 |
| | 有馬 英二君 | 重政 庸徳君 | 小西 英雄君 |
| | 吉田 萬次君 | 小柳 牧衛君 | 岡 眞一君 |
| | 菊田 七平君 | 古池 勝男君 | 安井 謙君 |
| | 中川 幸平君 | 古野 義三君 | 赤松 常子君 |
| | 榊原 亨君 | 小野 義夫君 | 山田 節男君 |
| | 木島 虎蔵君 | 村尾 重雄君 | 草葉 隆圓君 |
| | 植竹 春彦君 | 長谷部ひろ君 | 石川 清一君 |
| | 左藤 義隆君 | 島田 得治君 | 矢崎 三義君 |
| | | 菊川 孝夫君 | 片岡 文重君 |
| | | 加瀬 完君 | 大和 与一君 |
| | | 湯山 信一君 | 千葉 信君 |
| | | 近藤 三三君 | 阿具 登君 |
| | | 羽生 宗司君 | 中田 吉雄君 |
| | | 岡田 治朗君 | 戸叶 武君 |
| | | 三木 治朗君 | |
| | | 西岡 常介君 | |
| | | 伊能 芳雄君 | |
| | | 佐藤清一郎君 | |
| | | 関根 久蔵君 | |
| | | 岡田 信次君 | |
| | | 田中 啓一君 | |
| | | 藤野 繁雄君 | |
| | | 谷川基五郎君 | |
| | | 石原幹市郎君 | |
- 参議院會議録第三十三号正誤
- 頁 段 行 誤 正
- 三三〇 日本 本日 正

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部 十五円
發行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五九官報課